

問 合 せ 先	健康福祉局保健部医療政策課市立病院 係 (082-504-2668 (直通))
	地方独立行政法人広島市立病院機構 ・広島市民病院 (082-212-3227 (直通)) ・北部医療センター安佐市民病院 (082-815-5211 (代表)) ・舟入市民病院 (082-232-6195 (代表)) ・リハビリテーション病院 (082-848-8001 (代表)) ・自立訓練施設 (082-849-2868 (直通))
	広島市医師会運営・安芸市民病院 (082-827-0121 (代表))

市立病院の診療費等の後納又は分割

1 支援策の内容

診療費に係る一部負担金等の後納又は分納の相談

2 対象者（要件等）

被災者が診療費の一部負担金等の支払いが困難な場合に、必要に応じて後納又は分納の相談をお受けします。

3 手続きの方法

- (1) 広島市民病院、北部医療センター安佐市民病院、舟入市民病院及び安芸市民病院各病院事務室（医事担当）にお問い合わせください。
- (2) リハビリテーション病院
医療支援室（医事担当）にお問い合わせください。
- (3) 自立訓練施設
自立訓練科にお問い合わせください。